（備考）
1　この表に掲げる基準発電効率の値は、定格時の高位発熱量基準による発電端効率について定めたものである。
2　この表に掲げる基準発電効率の値は、離島（電気事業法第2条第1項第8号イに規定する離島をいう。別表第6において同じ。）に設置するものについては適用しない。
3　この表に掲げる基準発電効率の値は、次に掲げる条件を全て満たす、設備容量が20万kW未満のガスによる火力発電設備の発電効率については適用しない。
(1)　発電の開始から最大出力状態までに、平均で毎分15％以上の出力変化が可能であること。
(2)　定格時の高位発熱量基準による発電端効率が44.5％以上であること。

別表第6の1Bの項及び1Cの項中「銑鉄」を「粗鋼」に改め、同表の2の項を次のように改める。

2	電力供給業（電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業のうち、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第2条第1項の電気を発電する事業の用に供する火力発電設備を設置して発電を行う事業）	当該事業を行っている工場の火力発電設備（離島に設置するものを除く。）における①から③の合計量（火力発電効率A指標） ①　石炭による火力発電（以下この表において「石炭火力発電」という。）の効率を石炭火力発電の効率の目標値（41.00％）で除した値と、火力発電量のうち石炭火力発電量の比率との積 ②　ガスによる火力発電（以下この表において「ガス火力発電」という。）の効率をガス火力発電の効率の目標値（48.00％）で除した値と、火力発電量のうちガス火力発電量の比率との積 ③　石油その他の燃料による火力発電（以下この表において「石油等火力発電」という。）の効率を石油等火力発電の効率の目標値（39.00％）で除した値と、火力発電量のうち石油等火力発電量の比率との積 当該事業を行っている工場の火力発電設備（離島に設置するものを除く。）における①から③の合計量（火力発電効率B指標） ①　石炭火力発電の効率と火力発電量のうち石炭火力発電量の比率との積 ②　ガス火力発電の効率と火力発電量のうちガス火力発電量の比率との積 ③　石油等火力発電の効率と火力発電量のうち石油等火力発電量の比率との積	火力発電効率A指標においては1.00以上 火力発電効率B指標においては44.3％以上

別表第6の3の項中「3891MJ／t」を「3739MJ／t」に改め、同表の4Aの項中「8532MJ／t」を「6626MJ／t」に改め、同表の6Bの項中「3.45GJ／t」を「3.22GJ／t」に改め、同表に次のように加える。

7	コンビニエンスストア業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類5891に定めるコンビニエンスストア）	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計量にて除した値	845kWh／百万円以下

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示による改正後の工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準を定めた件の規定は、報告期限が平成二十九年七月末日以後であるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告について適用し、報告期限が平成二十八年七月末日である同法第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第百七号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第十五条第二号及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第四十九号）附則第九条の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十日　　経済産業大臣　林　幹雄

平成二十四年経済産業省告示第百四十四号（回避可能費用単価等を定める告示）の一部を改正する告示

平成二十四年経済産業省告示第百四十四号（回避可能費用単価等を定める告示）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「平成二十三年法律第百八号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（以下「施行規則」という。）」を「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第四十九号。以下この条において「改正規則」という。）附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に改め、同項第一号中「一般電気事業者」を「電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）第三条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第二条第一項に規定する一般電気事業者（以下「旧一般電気事業者」という。）」に、「一般電気事業供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百五号）第二十一条」を「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号）第四十三条」に改め、同項第二号中「特定電気事業者及び特定規模電気事業者」を「旧法第二条第一項に規定する特定電気事業者（次項第二号において「旧特定電気事業者」という。）、旧法第二条第一項に規定する特定規模電気事業者（次項第二号において「旧特定規模電気事業者」という。）及び小売電気事業者」に改め、同号ロ及び同条第二項第一号中「一般電気事業者」を「旧一般電気事業者」に、「一般電気事業供給約款料金算定規則第二十一条」を「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則第四十三条」に改め、同号の表北海道電力株式会社の項中「一一・三九円」を「一一・三五円」に改め、同表の東北電力株式会社の項中「九・三二円」を「九・三八円」に改め、同表の東京電力株式会社の項中「一一・七〇円」を「一一・七一円」に改め、同表の中部電力株式会社の項中「七・〇五円」を「七・〇六円」に改め、同表の関西電力株式会社の項中「一一・三二円」を「一一・三〇円」に改め、同表の中国電力株式会社の項中「八・一〇円」を「八・二二円」に改め、同表の四国電力株式会社の項中「八・七九円」を「八・八三円」に改め、同表の九州電力株式会社の項中「九・二六円」を「九・二八円」に改め、同表の沖縄電力株式会社の項中「九・二六円」を「九・二八円」に改め、同条第二項第二号中「特定電気事業者及び特定規模電気事業者」を「旧特定電気事業者、旧特定規模電気事業者及び小売電気事業者」に改め、同号イ中「一〇・七二円」を「一〇・七四円」に改め、同号ロ中「一般電気事業者」を「旧一般電気事業者」に、「一般電気事業供給約款料金算定規則第二十一条」を「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則第四十三条」に改める。